

2大都市を巡る4泊5日間の海外視察研修

台北・上海最新食品小売業態視察

～1度の渡航でアジアを代表する2大都市の小売業を徹底研究～

募集概要

旅行期間 2019年 6月18日(火)～ 6月22日(土) 4泊5日

方面 台北・上海

旅行代金 249,000円(エコノミークラス2名様1室・ツイン利用)
※燃油サーチャージ(目安: 9,600円 2019年2月5日現在)、および日本国内空港施設使用料、出国税、
旅客保安サービス料、海外空港税、国際観光旅客税、FOOD TAIPEI入場登録費用(1,100円)が別途必要となります。

企画実施にあたり

近畿日本ツーリストでは食品流通業界の皆様を対象にした海外視察ツアーシリーズを開催しております。
今回は近年業界の皆様から視察希望が増えております台北・上海コースを設定致しました。

当ツアーのポイント

- 5日間でアジア最大商業都市台北・上海の2都市訪問
- アジアにおける食品・飲料業界一大イベント「FOOD TAIPEI」視察 ※入場登録は個人IDが発行されるためご自身にて登録が必要となります。
- 成長するアジアマーケットの中心都市における最新食品小売り業態の徹底研究
- キャッシュレス決済店舗の決済システムを調査

日程表

日次	日付	発着地/滞在地名	現地時間	交通機関	行程	食事
1	2019年 6/18 (火)	成田発 台北着	午前 午後 夕刻	航空機 専用車	空路、台北へ 市内視察 ホテル着 (台北泊)	機内 × ×
2	6/19 (水)	台北滞在	終日	専用車	FOOD TAIPEI 視察 (台北泊)	朝食 × ×
3	6/20 (木)	台北発 上海着	午前 午後	航空機 専用車	到着後、上海流通視察 (上海泊)	朝食 × ×
4	6/21 (金)	上海滞在	終日	専用車	上海流通視察 (上海泊)	朝食 × ×
5	6/22 (土)	上海発 成田着	午後 夕刻	専用車 航空機	空港到着後、入国審査・通関後解散	朝食 機内 ×

※視察先につきましては、先方の状況により変更になることがあります。

※日程発着時間等は天候、各関係機関の都合にて変更になることがあります。

※時間帯の目安: 午前=8:00～12:00 午後=12:00～16:00 夕刻=16:00～18:00 終日=09:00～17:00

※食事: 朝:朝食、昼:昼食、夕:夕食、機:機内食、×:食事なし

2019年 FOOD TAIPEI概要

FOOD TAIPEI(台北国際食品見本市)とは、台湾で最大規模、国内外の出展企業が最も多い年に1度の食品産業専門見本市です。今年(2019年)は2019年6月10日(水)～6月22日(土)台北南港第一展示ホール、台北世界貿易センター第1展示ホールで開催をされます。

2018年は4日間の開催期間中、世界108カ国・地域から6万人を超える参観者が訪れました。そのうち海外からの参観者は過去最高を更新し、8,000名近くに達しました。出展ブースのクオリティも高く多くのご参加者様に満足いただいております。

出展品目: 生鮮青果、農産物加工品、家禽製品、シーフード、食肉と食肉加工品、食用油、乳製品、健康食品、冷凍食品、缶詰類、焼き菓子、ビスケット、ワイン、アルコール飲料、コーヒー、紅茶、ジュース、清涼飲料、アイスクリーム、調味料及び菓子類

入場証では、同時開催の台北国際食品加工設備及び製菓機械見本市、台北国際包装工業見本市、台北国際ホテル・レストラン及びケータリング産業見本市、台湾国際ハラール食品および関連用品見本市にもご入場いただけます。

視察先予定店舗名と店舗概要

- 盒馬鮮生(ハーマーシェンシヤン)**: アリババが出資する電子商取引(EC)を融合したリアル店舗。海鮮コーナーの生け簀は大人気。
 - 猩便利(シンヴェンリー)**: アリババ本社に隣接する無人コンビニ。弁当やスイーツが充実しているほか、中国では定番の肉まんやおでん、揚げ物などの取扱いもあり。さらには、広い店内には従来の無人コンビニにはなかったイートインスペースまであり、モバイルバッテリーや傘の貸し出しも行う。
 - 大潤発スーパーマーケット(ダーレンファースーパーマーケット)**: 台湾系大型スーパーマーケット。セルフレジが導入されておりスマートフォンを利用した決済が可能。
 - KPro**: ケンタッキーフライドチキンが運営する顔認証、スマートフォン決済のレストラン。
 - スターバックス・リザーブ・ロースタリー・シヤンハイ**: スターバックスの高級業態「ロースタリー」店舗。約2800平方メートルある巨大店舗。
 - 超級物種(チャオジーウージョン)**: テンセントが出資する次世代スーパーマーケット。ドローンデリバリーを導入。
- ※各店舗の視察は現地在住のガイドとともに巡ります。

募集要項

- 旅行期間: 2019年6月18日(火)～6月22日(土)4泊5日
- 募集人員: 15名様
- 申込締切日: 2019年4月8日(月) ※ただし、定員になり次第締め切ります。
- 利用予定日本発着航空会社: 日本航空、エバー航空
- 利用予定ホテル: (台北)ユナイテッドホテル、コスモスホテル (上海)ペンタホテル上海、メリーホテル上海
- 最少催行人員: 15名様
- 添乗員: 同行致しません(現地係員がお手伝い致します)。
- 旅行代金: 249,000円(大人お1人様あたり/航空機エコノミークラス・ホテル2名1室利用)
燃油サーチャージ(目安: 9,600円 2019年2月5日現在)および国内空港施設使用料、旅客保安サービス料、海外空港税等が別途必要となります。
- 一人部屋利用追加代金: 59,000円(合計4泊分)
- ビジネスクラス追加代金: お問合せください。
- この旅行では相部屋はお受けしていません。1名、3名など奇数でご参加の場合はどなたかお一人について一人部屋利用追加代金を申し受けます。
- 食事条件: 朝4回、昼0回、夕0回(この回数に機内食は含みません)
- 旅行代金に含まれるもの
①航空運賃: 日程表に記載された区間(エコノミークラス)、(*この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金とは原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。) ②宿泊代金: ホテル・ツインルーム(2人1部屋利用)バス・トイレ付 ③視察費用: 日程表に記載の視察関連費用 ④専用バス代金: 空港ホテル間の送迎バス料金、観光時・視察時のバス料金 ⑤団体行動中の税金・チップ ⑥手荷物運搬代金: お一人につき一個のスーツケースなど(ただし大きさは航空会社の規定内。(詳しくは係員におたずね下さい。)) ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。 旅行代金算出基準日: 2019年2月5日
- 旅行代金に含まれないもの
上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
①旅券印紙代・証紙代有効期限5年のもの: ¥11,000、有効期限10年のもの: ¥16,000 ②個人的性格の費用: 飲物代、クリーニング代、電話代
③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行保険料 ⑥成田空港施設使用料2,090円・旅客保安サービス料520円、出国税1,000円、現地空港税1,500円 ⑦運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ 9,600円 2019年2月5日現在) ⑧渡航手続代行料金 ⑨食事代金(昼食・夕食) ⑩一人部屋追加代金 ⑪ビジネスクラス追加代金 ⑫国際観光旅客税1,000円 ⑬FOOD TAIPEIの入場登録費用(1,100円)
(1)付加運賃・料金は、航空会社・区間毎に必要なになります。したがって、旅程の変更に伴い付加運賃・料金の額が変更になった場合は、増額になった時は不足分を徴収し、減額になった時はその分を返金します。
(2)上記の日本円換算額は2019年1月25日三菱UFJ銀行対顧客売レート(1USD=109.28円)を基準に算出しております。
(3)為替レート変動により過不足が生じた場合であっても精算はいたしません。

■旅券・査証・渡航手続代行料金について

1. 旅券(パスポート)

有効期間が2019年12月20日以降も有効なIC旅券が必要です。現在お持ちのIC旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等はお客様の責任で行ってください。お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいております。

2. 査証(ビザ)

目的や日数など旅行内容による条件は満たしておりますので、査証は不要です。

* 上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

3. 渡航手続代行料金

この旅行の参加にあたっては、旅券および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。

(1) 旅券申請書類の作成代行 4,320円

(2) 日本の税関申告書の作成代行および旅券の有効性の確認 4,320円

* 上記金額には、消費税(8%)が含まれております。旅券印紙代(有効期間10年:16,000円、5年:11,000円)等は含まれておりません。

* 弊社にて日本の税関申告書を作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、上記渡航手続代行料金がかかります。

* 日本国籍以外の方で、弊社に査証取得等のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。

お申込方法
本旅行は株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・募集する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は当社の承諾と申込金(¥40,000)の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日といたします
①ご記入いただいた申込書、パスポートコピーをFAXもしくは郵送にて (株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネストラベルサービスセンター東日本まで送付ください。
②同時に申込金40,000円を右記口座へお振込みください。
③旅行代金残金(燃油、空港税などの別途費用含む)は旅行の催行決定後にご請求いたします。別途請求書を送付いたします。
※催行中止の場合は各ご出発日の23日前迄にご連絡いたします。

振込先
三井住友銀行 すずらん支店 (当座) 7300238 口座名: 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス

【旅行申込み・お問合せ先】	(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本 担当: 俵山・深町 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-14-24 西新宿 KFビル3F ◆TEL: 03-6730-3220 ◆FAX: 03-6730-3229 (営業日・営業時間: 月～金 10:00～17:00 ※土・日・祝日・ゴールデンウィーク(4/27～5/6)はお休み) * お取消、ご変更のご連絡が営業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので予めご了承ください。 総合旅行業務取扱主任者: 黒田和幸・小室智恵子 * 総合旅行業務取扱主任者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱主任者にご質問ください。
【旅行企画・実施】	株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第2営業支店 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F 観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員 ●お客様個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ 個人情報管理者: 柴田 雅貴 TEL: 03-6891-9302

企画協力: 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会

旅行企画・実施: 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第2営業支店

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F

観光庁長官登録旅行業第1944号



一般社団法人日本旅行業協会 正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引協議会会員



パンフレット作成日: 2019年2月5日 管理番号: 044919011022-K-PHP

ご旅行条件書 (海外旅行)

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に、おひとりにつき原則旅行代金の 20%相当額以内の参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているお名前をお振込みください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料(「■お客さまの交替」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 3 営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
- (3) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期間を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期間まで結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (4) 日程上実際にご利用できない複数の予約(以下「重複予約」といいます。)は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされたとき、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。
- (5) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にたいし特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれら状態になった場合は直ちに申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内にてこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担となります。
- (7) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないとします。
- (8) 15 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要となります。
- (9) 本旅行は株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (10) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件
① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名などによる旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
② 通信契約の申込に際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カードの有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
④ 通信契約での「カード利用日は、会員及び後者の場合企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

- (11) 当社は、お客さまが①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - ② お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
 - ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (12) その他当社の業務上都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■お客さまが出発までに実施する事項

海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

- 外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
- 外務省 領事サービスセンター(海外安全相談班) 03-5501-8162

渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について

- レベル1:「十分注意してください。」
 - 通常通り行いますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
 - 契約成立後に取消された場合には、パフレッツに定める取消料をお支払いいただけます。
- レベル2:「不要不急の渡航は止めてください。」
 - 原則旅行はできませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応は以下です。
 - 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
 - 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。
- レベル3:「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
 - 事前参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただけます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(■旅程保証に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を収受いたしません。
- レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」
 - 催行を中止いたします。

衛生情報について

- 渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
- 厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

■旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日(以下「基準日」といいます)より前にお支払いいただけます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日でもお支払いいただけます。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とし、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、旅行契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客さまによる旅行契約の解除)

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

*ピーク時は12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

- ① 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客さまによる旅行契約の解除)

- 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
- ① お客さまの数が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。② 旅行代金を期日までに支払いただけないとき。③ 申込条件の不適合 ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤ お客さまが■お申し込み(11)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

- ① お客さまの数が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。② 旅行代金を期日までに支払いただけないとき。③ 申込条件の不適合 ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤ お客さまが■お申し込み(11)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金または入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円未満)を限度(ただし、一層又は一対一についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「■旅程保証」中はいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行契約約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交替

お客さまが当社が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

- (1) エコノミークラス利用の場合(上位クラスへ変更の場合も適用) また下記() は子ども。
 - 北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アフリカ・中東・・・17,500(13,200)円
 - アジア(韓国除く)・ロシア・マイクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000(7,500)円
 - 韓国・・・6,000円(4,500)円
- (2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円(大人・子ども共通も適用)
 - * 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。海外旅行保険については、当社にお問い合わせください。

■お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。フントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

※Eは任意の項目はお問い合わせください。

- イ、当社およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただきます。また、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等海外免税店等の事業者へ提供いたします。お申込みいただく際は、これら個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報とは以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、旅行履歴、メールアドレス、旅券番号

ハ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行契約約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ <http://www.knt.co.jp/operate/yjoken/> からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面となります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。